

君津市景観条例の骨子（案）に係るまちづくり
意見公募手続の実施結果について

建設部

平成30年9月3日から平成30年10月5日まで意見募集を行ったところ、以下のとおり意見がありました。

1 意見の件数

意見数 2件（提出者数1人）

2 提出方法

持参 0件 郵送 0件

Fax 0件 電子メール 2件（1人）

3 意見の概要及び市の考え方

市の対応区分

対応区分		意見の件数
A	意見をもとに、施策案を修正したもの	0件
B	意見の考え方が施策案に含まれていたもの	0件
C	意見を施策案に反映しないもの	1件
D	その他、施策案に直接関係ないもの等	1件

	意見の概要	対応区分	市の考え方
1	景観法との対応関係がわからず理解しにくいため、別途参考資料を用意するなど今後配慮してほしい。	D	法律との対応関係を理解しやすくするため、参考資料を用意するなど今後配慮してまいります。
2	「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の	C	景観計画区域内の届出対象行為につきましては、本市の良好

<p>変更」及び「屋外における土石、堆積物、再生資源その他の物件の堆積」について、小規模の事業の多発による景観の悪化が見受けられるため、届出対象行為の規模（面積）をより厳しくしてほしい。</p>	<p>な景観が形成されるよう緩やかに誘導するために、景観に大きな影響を与える一定規模以上のものとし、他市の届出対象行為なども参考にした上で、設定しております。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

4 結果の公表

- (1) 公表場所：建設計画課、行政センター、公民館、コミュニティセンター、中央図書館、市のホームページ
- (2) 公表期間：平成30年12月3日から平成31年2月28日まで